

## 東久留米市第2次教育振興基本計画 令和4年度事業計画

### 施策の柱

※本事業は令和4年度予算案に基づくものであるため変更する場合があります。

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 基本施策  |                                   |
| 具体的施策 | 【 】内は所管課/〔 〕内は4年度の特徴的な取り組みを補足したもの |
| 施策内容  |                                   |

## I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～

### 1 個性を認め合う教育の推進

#### (1) 人権尊重教育の充実

##### ①人権教育の推進【指導室】

◎教員の人権感覚を高めるため、人権尊重教育推進委員を対象とし外部講師を招いて研修会を実施します。

〔各校1名以上の教職員が研修会に参加し、校内での還元研修を実施〕

◎一人ひとりの個性を尊重するため、全校で「人権教育全体計画」を示し、「年間指導計画」を作成します。また、子どもたちが人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動へつながることができる人権感覚を身に付けるために、人権尊重推進月間（さわやか月間）の取り組みを全校で実施します。

〔教育課程における年間指導計画及び各教科における人権教育の取り組みの確認〕

##### ②自己肯定感・自己有用感の醸成【指導室】

◎家庭や地域、関係機関・団体が連携して子どもたちの健やかな成長を見守ることができるよう学校を公開し、学習成果や表現活動を発表する機会を設定します。

〔子どもたちが成功体験を味わうために学校公開や連合行事、校内発表会等の実施〕

◎児童・生徒の「自己肯定感」「自己有用感」の育成を図るために、よい点や可能性を見付ける活動を進めます。

〔教育課程に子どもたちの主体性を高める取り組みを位置づけた自己肯定感の醸成〕

#### (2) 不登校問題への対応

##### ①教育相談体制の充実【指導室】

◎不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導の充実を進めるため、個別支援シートを保護者と共有し、活用します。

〔作成した個別支援シートを保護者と共有し、子どもの具体的な支援策の明確化〕

◎スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生全員の面接を実施します。

〔全校で全員面接を行い、悩みや不安を抱えている子どもへ具体的な支援を実施〕

◎相談しやすい環境を整え、子どもたち自身の困り感に応じた教育相談体制があることを周知します。

〔国・都・市の教育相談先を全ての子どもへ配布〕

〔誰に相談してもよいことを校内の教職員で共有し、全校朝会や学校だよりで周知〕

### 2 規範意識や他人への思いやりなど豊かな心を育む教育の推進

#### (1) 道徳教育の充実

##### ①規範意識と豊かな人間関係を育む教育【指導室】

◎道徳教育の充実に向け、道徳教育全体計画で重点を示し、年間指導計画に反映します。

〔全体計画で示した重点目標について年間指導計画での学期1回の点検を実施〕

|   |  |
|---|--|
|   | <p>◎保護者・地域・関係諸機関と連携し、社会や家庭、学校でのルールを守ることの大切さを教え、必要に応じて毅然とした生活指導を進め、規範意識の醸成を図ります。<br/>〔保護者や地域の方々が参加するセーフティ教室及び道徳授業地区公開講座の実施〕</p>   |
| 3 | いじめ問題への対応  |
|   | (1) いじめ問題への対応  |
|   | <p>①いじめ防止対策推進基本方針に基づいた取り組みの推進【指導室】</p> <p>◎全ての学校においていじめアンケートを実施し、児童・生徒の現状を把握します。いじめの未然防止、早期発見・早期対応やいじめの適正な把握に向けた校内研修を実施するとともに、いじめの解消率の維持に努めます。<br/>〔いじめの発生率の学校間格差を前年度よりも縮小▼いじめ解消率90%以上の維持▼全校がSNS学校ルールを策定〕</p> <p>◎全ての学校において、いじめ問題に対する子どもたちの主体的な取り組みを積極的に支援します。<br/>〔学校いじめ対策基本方針を各校のホームページに掲載〕</p>  |
| 4 | 生涯にわたって育む健やかな体づくり  |
|   | (1) 体育・健康に関する教育の充実   |
|   | <p>①体力向上に関する指導の充実【指導室】</p> <p>◎目標を定めて、体力づくりや基礎体力及び運動能力の向上を図る指導方法の工夫を進められたかを検証します。<br/>〔体力調査の分析結果を伝え、教育課程届に具体的な体力向上の取り組みの位置付け〕</p> <p>②学校における食育の推進と学校給食の充実【学務課】</p> <p>◎学校給食への地場産農産物の活用を引き続き図ります。<br/>〔地場産農産物のさらなる活用に向け、農業政策を所管する産業政策課と連携し、学校給食担当職員と地場産農産物の生産者との懇談の場を設置〕</p> <p>◎スクールランチ方式で行っている中学校給食の内容の充実を目的として、温かいおかずの提供について調査研究します。<br/>〔温かいおかずの提供方法について、安全面、衛生面、費用面等を検証〕</p> <p>③心身の健康の保持増進に関する指導の充実【指導室・学務課】</p> <p>◎薬物乱用防止教室や禁煙キャラバン、SOSの出し方教育など、子どもたちの実態や発達段階に応じて、心身の健康の保持増進に関する指導の工夫を進めます。<br/>〔全校で「薬物乱用防止教室」「禁煙キャラバン」「SOSの出し方教育」の実施〕</p> <p>◎健康相談・保健指導を重視して、養護教諭を中心に感染症対策事例や健康相談事例を共有し、指導の充実に努めます。<br/>〔学校保健部会の定期開催〕</p> <p>◎がん対策基本法及び学習指導要領に則り、がんについて正しく理解し健康や命の大切さを主体的に考えることができるよう、がん教育を推進します。<br/>〔外部講師を活用したがん教育を実施〕</p> |

## II 確かな学力の育成～学力向上

|   |   |
|---|---|
| 1 | 確かな学力の育成  |
|   | (1) 知識及び技能の確実な習得  |
|   | <p>①各種学力調査の活用【指導室】</p> <p>◎国や東京都、本市独自の学力調査の結果分析等により、各学校の学習指導の成果と課題を明確にして授業改善推進プランを作成し、基礎的・基本的な知識・技能を着実に習得</p> |

できる授業への改善を図るとともに、分布や伸び率について、市全体とともに学校ごとの結果を公表します。

〔授業改善推進プランを作成しやすくするために市学力調査の観点別調査結果を説明〕

## ②基礎的・基本的な学力の定着と学ぶ意欲の向上【指導室】

◎習熟度別指導等により、反復学習や前の学年までの内容に立ち戻っての基礎・基本の学習を徹底します。

◎外部人材を活用し、基礎学力の補充の機会を充実させ、あきらめずに問題に取り組む姿勢を育てます。

〔学力パワーアップサポーターの活用状況▼国学力調査における無回答率6%以下〕

〔学力の定着のための小学校低学年における学力パワーアップサポーターの活用〕

◎小学校理科において、知的活動の基盤となる知的好奇心を刺激する取り組みを推進します。

〔科学実験教室を小学校で開催▼小学生科学展に全校が応募〕

## (2) 思考力・判断力・表現力の育成

### ①ICT機器活用等による多様な指導方法の工夫【指導室】

◎各校1名の情報教育推進委員で構成するICT教育推進委員会を定期的で開催し、各校の取り組みを共有します。

〔情報教育推進委員による校内還元研修の実施〕

◎ICT機器を活用し、一人ひとりの子どもたちの能力や特性に応じた「個別学習」や、子どもたちが教え合い学び合う「協働学習」など、多様な指導方法の工夫を進めます。

〔教育課程に「主体的・対話的で深い学び」に関連した取り組みについて位置付けている学校100%〕

〔教育の情報化の調査におけるICT機器活用について肯定的に回答している教員100%〕

### ②小中連携による系統的な指導の推進【指導室】

◎小・中学校の教員が学習指導面あるいは生活指導面での情報を共有する場を設け、相互の連携を強化します。

〔教育課程に小中連携に関連した取り組みについて位置付けている学校100%〕

## (3) 主体的に学習に取り組む態度の育成

### ①家庭学習の積極的な展開【指導室】

◎家庭学習の習慣化を図るため、家庭学習をどのように促しているか、学校間で共有します。

〔副校長会で家庭学習に取り組むについて情報共有〕

◎必要に応じてタブレット端末を家庭でも活用して、様々な家庭学習に取り組めるように努めます。

〔ICT教育推進委員会でタブレット端末を活用した家庭学習の取り組みを共有〕

### ②学校図書館の活用と充実【指導室】

◎より魅力的な学校図書館づくりに向け、全小・中学校に学校司書を配置します。

〔調べ学習で学校図書館を活用した回数について、学校へ情報提供〕

◎「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、不読者層の解消に向けた取り組みを全校で推進します。

〔「東久留米の道標(推薦図書)」リストを作成し、読書に対する興味・関心を育成〕

## 2 日本人としての自覚と豊かな国際感覚をもつ人材の育成

### (1) グローバルに活躍できる人材の育成

#### ①伝統と文化の理解の促進【指導室】

◎日本の伝統と文化に関わる学習内容を積極的に取り入れた授業を行います。

◎和太鼓や三味線、琴を用いた体験的な学習や地域の伝統・文化を守る方との交流を通し

て、自国や地域の伝統と文化の理解を図る活動を進めます。

〔地域活動協力者や伝統・文化活動の団体を活用した体験的な活動を推進〕

#### ②英語教育と国際理解教育の推進【指導室】

◎全小・中学校にALT（外国語補助指導員）を配置し、児童・生徒に生きた英語に接する機会や異文化理解を促し、国際感覚を醸成する取り組みを積極的に推進します。

〔ALTや英語活動補助指導員を活用した小学校1年生からの英語活動を実施〕

◎タブレット端末を活用して英語教育の多様な活動ができるよう教育環境を整備します。

〔小学校全校に英語のデジタル教科書を配備し、主体的な学びを向上〕

#### ③言語活動の充実によるコミュニケーション能力の育成【指導室】

◎言語活動を各教科等で取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図ります。

◎学習活動の中で対話的な学習活動を積極的に取り入れます。

〔主体的・対話的で深い学びを全ての教科で実施し、言語活動を充実〕

### Ⅲ 信頼される学校づくり～教育環境の整備～

#### 1 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

##### (1) 校長のリーダーシップの確立と組織としての機能強化

###### ①学校評価に基づく学校経営の継続的な改善【指導室】

◎各種調査を活用した授業改善のサイクルを全校で確立します。

〔校長会・副校長会において「社会に開かれた教育課程」についての説明を実施〕

◎学校評価の結果と多面的な改善策を、5月までに学校便りや学校ホームページ等で保護者や地域に公表します。

〔全校が学校評価を5月までに公表〕

〔教育課程届け出の時に、学校評価の内容を反映させた変更点を確認〕

###### ②組織体としての学校機能の強化【指導室】

◎学校経営の支援機能の強化、分掌組織の改善や校務支援システム導入による校務の効率化などの校務改善を推進します。

〔教員の時間外在校等時間月上限45時間▼ライフワークバランスの満足度前年度比+7%以上▼校務支援システム活用研修を全校で実施〕

◎組織的な学校運営のあり方について、各職層を対象に研修会を開催し、教員の意識改善を図ります。

〔副校長研修、学校マネジメント講座について業務に生かしたいと回答した率80%以上〕

##### (2) これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上

###### ①教員の授業改善、指導力の向上の推進【指導室】

◎授業改善研究会の内容を充実させて教員一人ひとりの指導力を向上します。

〔授業改善研究会各部会で教師の主体性をもたせた研究による教科の専門性を向上〕

◎校務への活用状況を指針として、教員研修の内容を不断に見直します。

〔指導室で実施しているすべての研修について業務に生かしたいと回答した率75%以上▼全校で校内OJTを実施〕

◎指定研究校制度を通じ、児童・生徒の指導方法の研究を支援します。

〔研究奨励校・研究推進校の研究発表会に全校参加し、研究内容を校内に還元〕

###### ②教育センターの機能の充実【指導室】

◎多角的に児童・生徒、教員、保護者を支援するために、学校支援や教育相談、児童・生徒支援の各機能を整備・強化します。

|   |   |
|---|---|
|   | <p>〔本市の教育相談体制の説明▼中央相談室・滝山相談室・スクールカウンセラーへの相談数〕</p> <p>◎教育相談員やスクールソーシャルワーカーが、児童・生徒の個々のケースに応じて迅速に対応します。</p> <p>〔相談員やスクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を実施〕</p>   |
| 2 | <p><b>特別支援教育の充実</b></p>   |
|   | <p>(1) 特別支援教育の充実</p>  |
|   | <p>①個に応じた就学の推進【指導室】</p> <p>◎就学支援シートや学校生活支援シートを活用し、未就学段階から中学校卒業まで一貫して見守る体制の整備を進めます。</p> <p>〔就学支援シート・学校生活支援シートの作成数〕</p> <p>〔就学支援シートや学校生活支援シートを家庭と一緒に作成し、目指す児童・生徒の姿を共有〕</p> <p>◎小学校から中学校、在籍学級から特別支援学級などの円滑な接続を図るため、就学相談判定会を入級予定校で開催し、一人ひとりの学習指導の状況について共有を図ります。</p> <p>〔一人ひとりのニーズに応じた就学相談判定会のあり方についての改善〕</p> <p>◎保護者との連携により、障害のある子どもたちの登下校の安全体制を構築します。</p> <p>〔効率の良い安全な登下校のバスの運行を見直し〕</p> |
|   | <p>②特別支援教育の充実【指導室】</p> <p>◎特別支援教育に関わる教員の専門性を高めるため、関連する研修の充実を図るとともに、専門家による巡回を行います。</p> <p>〔特別支援教育研修の満足度80%以上▼ステップくるめ稼働状況〕</p> <p>〔ステップくるめの全校派遣や教員の特別支援教育に関わる研修の実施により専門性を向上〕</p> <p>◎在籍学級と特別支援教育の連携を充実させます。</p> <p>〔特別支援教室専門員研修を行い、巡回指導員との連携による効果的な支援を実施〕</p> <p>◎「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育を推進します。</p> <p>〔東久留米市第2次特別支援教育推進計画の実施〕</p>   |
|   | <p>③外国につながる児童・生徒の支援【指導室】</p> <p>◎日本語を習得できていない児童・生徒のための日本語指導を推進します。</p> <p>〔学校からの要請に応じて早期に日本語学習指導講師を派遣〕</p> <p>◎外国人児童・生徒への支援にあたっては、民生児童委員や各種ボランティア団体との連携を図ります。</p> <p>〔タブレット端末の機能を効果的に活用し、関係機関と連携した学習支援を実施〕</p>  |
| 3 | <p><b>安全・安心な学校づくり</b></p>   |
|   | <p>(1) 地域や外部人材を生かした体験活動の充実【指導室】</p> <p>◎市内全小・中学校で地域や外部人材を生かした体験的な学習活動を実施します。</p> <p>〔教育活動協力者の活用実績〕</p> <p>◎地域の農業や伝統・文化に関する教育活動を進めます。</p> <p>〔東京都の事業を活用し、学校の実態に応じて教育活動協力者を活用〕</p>  |
|   | <p>(2) 地域や保護者と連携した防災教育【指導室】</p> <p>◎東京都教育委員会が発行する指導資料等を活用し、児童・生徒の防災意識を高め、啓発活動を進めます。</p> <p>〔「防災ノート～災害と安全～」や防災標語コンクールを活用し、防災に対する意識を醸成〕</p> <p>◎毎月実施する避難訓練の内容の充実を図るとともに、地域団体等と連携した防災訓練へ</p>   |

|  |
|--|
| <p>の児童・生徒の参加を奨励します。<br/>〔避難訓練の年間計画を教育課程で確認し、様々な想定の実施〕</p>  |
| <p>(3) 通学路の安全対策【学務課】</p>   |
| <p>◎子どもたちの安全な通学を確保するため、「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路点検を実施し必要に応じた対策を講じていきます。</p>  |
| <p>4 質の高い教育の基盤となる環境の整備</p>   |
| <p>(1) 着実かつ効果的な施設保全の実現【教育総務課】</p>  |
| <p>◎市の計画（施設整備プログラム）に基づき、以下の学校において施設の老朽化に対応するための改修を実施するとともに、特別教室へのエアコン設置及びトイレ改修にも取り組みます。<br/>〔第三小学校西校舎棟他(大規模改修)、第三小学校体育館(中規模改修)、第二小学校西校舎棟他(中規模改修)、東中学校西校舎棟屋上防水、南中学校校舎棟トイレ洋式化(4年度末トイレ洋式化整備率目標 約75%(前年度末70.5%)]</p> |
| <p>◎35人学級の実施に対応するため、必要な普通教室等の整備を行います。<br/>〔第五小学校普通教室化工事、小山小学校増改築に向けた検討〕</p>  |
| <p>(2) 学校の適正規模・適正配置の実施【学務課】</p>  |
| <p>◎令和2年4月から旧下里小学校を統合した第十小学校において、人員配置の充実を図ります。<br/>〔令和4年度に第十小学校において交通擁護員の配置を実施〕</p>  |
| <p>◎児童・生徒数の将来推計や地域の状況などを注視し、必要に応じてその対応を検討します。</p>  |

#### IV 生涯学習社会の構築～生涯学習～

|  |
|--|
| <p>1 生涯にわたる学習活動の充実</p>   |
| <p>(1) 学習・交流の機会の提供と環境の整備【生涯学習課】</p>  |
| <p>◎市民の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターについては、指定管理者の活用を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議していきます。また、指定管理者制度の特性を生かし、独自の知見等による市民の自主的活動のサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていきます。</p>   |
| <p>◎市のホームページ、生涯学習センターのホームページなどを活用して各種情報の提供をするとともに、市民に生涯学習事業を周知するため一括掲載したカレンダー（生涯学習関連事業日程）の発行を継続していきます。また、指定管理者発行の「まろにえ通信」により、広く情報提供を行っていきます。</p> |
| <p>2 地域教育力の再構築と地域課題の解決</p>   |
| <p>(1) 地域教育力の再構築と地域課題の解決【生涯学習課】</p>  |
| <p>◎小・中学生を対象とした体験型事業を指定管理者、文化協会などとともに推進し、子どもたちの可能性を伸ばせるよう努めていきます。<br/>〔体験型事業の実施〕</p>   |
| <p>◎市民大学事業（中期コース・短期コース）に市民ニーズを反映させた拡充に努めるとともに、受講生らによる自立した地域活動が生まれるよう、継続して支援していきます。<br/>〔市民大学事業(中期コース)15回開催〕</p>                                  |

|  |
|--|
| <p>(2) 放課後子供教室の推進</p> <p>◎放課後子供教室は令和3年度から新たな運営方法により全校で実施しており、放課後子供教室運営委員会等でご意見をいただきながら事業を実施していきます。</p>   |
| <p>3 図書館サービスの充実</p>  |
| <p>(1) 図書館サービスの充実</p>  |
| <p>①資料・情報提供の充実と学習支援【図書館】</p> <p>◎生活や仕事上の課題解決や学習に役立つ図書館サービスを提供します。広範な世代の情報リテラシー支援を充実し、情報へのアクセス機会を提供します。<br/>       [図書館ホームページの充実、レファレンス]</p> <p>◎収集方針に基づき多様な資料を収集・整理・保存します。媒体の変化に伴う資料提供と保存を検討します。<br/>       [提供媒体の検討、提供方法の検討]</p> <p>◎図書館利用に障害のある人も含め、誰もが利用できる図書館サービスを提供します。新たな情報機器や情報サービスの利用を進めるとともに、サービスの周知を図ります。<br/>       [図書館ホームページの充実、サービスの周知]</p> <p>◎市民交流と読書推進の場として、図書館を知り・楽しみ・共に考える「図書館フェス」を継続して実施します。<br/>       [図書館フェスの継続実施]</p>  |
| <p>②地域資料・行政資料の収集・保存【図書館】</p> <p>◎市に関する資料の収集と保存を継続します。また、関係部署と連携し、行政資料の体系的な収集及び提供を行います。<br/>       [東久留米市立図書館地域資料収集基準に基づく資料の収集・保存]</p> <p>◎市の歴史や文化を市民が語り伝えるオーラルヒストリー事業「語ろう！東久留米」を継続し、記録冊子を発行します。また、地域資料に関する事業を実施します。<br/>       [「語ろう!東久留米」の実施及び記録冊子の発行、地域資料展の実施]</p> <p>③子ども読書活動の推進【図書館】</p> <p>◎「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動を推進します。<br/>       [指定管理者による読書活動推進事業の実施、子ども読書応援団の運用(登録・講座・派遣等)]</p> <p>◎読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みを実施します。<br/>       [読書活動支援に関する専門性の向上、多様な資料の紹介、貸出(DAISY図書の貸出含む)]</p> <p>◎学校と連携し、児童生徒の読書活動を支援します。</p> |
| <p>④効率的で持続可能な図書館運営の推進【図書館】</p> <p>◎目指すべき図書館像の実現に向けて、市と指定管理者との役割を踏まえた新たな運営形態による事業を実施します。</p>  |
| <p>4 文化財の保護と活用</p>   |
| <p>(1) 文化財の調査と保護の推進【生涯学習課】</p>   |
| <p>◎文化財保護意識の普及を図り、郷土への関心と理解を深めるため、ホームページの情報の充実や文化財説明板の設置及び老朽化した既存の説明板について補修を行っていきます。また、所蔵する古文書や民具等の文化財についても調査・研究を推進します。</p>  |

|  |
|--|
| <p>(2) 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進【生涯学習課】</p> <p>◎無形民俗文化財の継承のため、お囃子の太鼓や衣装などの修繕費の補助や支援に努めます。また、国や都からの補助金の活用などを調査していきます。</p> <p>◎郷土資料室等を利用し、子どもたちや市民を対象とした企画展示・講座を実施します。<br/>〔昆虫標本の展示などの実施〕</p> <p>◎「東久留米市歴史ライブラリー」シリーズの第4巻として、令和4年度は明治期から昭和初期にかけての「近代歴史文書」の整理・調査により明らかになった内容をまとめた『東久留米の近代歴史文書』（仮称）を刊行し、その後も順次、東久留米の歴史や文化財のテーマごとに発刊していきます。</p>                  |
| <p>5 市民スポーツの振興</p>   |
| <p>(1) 市民スポーツの振興</p> <p>①スポーツ事業の充実【生涯学習課】</p> <p>◎市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に、指定管理者や体育協会とともに努めます。</p> <p>◎障害者スポーツの教室事業などを開催し、普及啓発に努めます。<br/>〔市町村ボッチャ大会の開催〕</p> <p>◎小学生を対象とし、継続した運動のきっかけづくりや運動能力の向上に資するための事業を推進します。<br/>〔子どもの体力・運動能力向上事業の実施〕</p> <p>◎スポーツ健康都市宣言を受けて、一定期間、庁内及び関係機関等と連携して、運動や健康に関するイベントを実施します。<br/>〔(仮)スポーツ健康WEEKin 東久留米の実施〕</p> |
| <p>②スポーツ環境の整備【生涯学習課】</p> <p>◎施設の適正な維持管理や長寿命化を促進するために、施設、設備の適正な日常点検とメンテナンス、早期修理、計画的修繕を実施します。</p> <p>◎指定管理者制度を生かし、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを生かしながら、施設の安全で安定的な管理を促進します。</p> <p>◎スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、市民スポーツ団体への支援を継続します。</p>  |

※本文の表記について

原則「最新用字用語ブック（第6版）」（時事通信社編）に拠っていますが、一部、固有名詞については原文を生かしています（例：本文中は「子ども」と表記し、「放課後子供教室」は文科省固有の事業名であるため「子供」を使います）。